

労働保険事務組合について

事業主に代わって労働保険の保険料及び一般拠出金の申告や計算、労働基準監督署及びハローワークへの書類提出など労働保険等に関する事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

●事務組合加入のメリット

- ◎事業主や家族従事者なども、中小事業主等の特別加入制度により、労災保険に加入できます。
- ◎労働保険等の事務処理を事業主に代わって行いますので、事務員等にかかる費用や事業主の事務処理が軽減されます。
- ◎労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

●労働保険事務組合に事務委託するには

委託には、団体への入会金・委託手数料等が必要です。
詳しくは、各労働保険事務組合へお問い合わせください。（各ハローワークで「労働保険事務組合名簿」を配布しています。）

●委託できる事業主は

常時使用する労働者が

金融・保険・不動産・小売業にあつては	労働者数	1人以上 50人以下
卸売・サービス業にあつては		1人以上100人以下
その他の事業にあつては		1人以上300人以下

の事業主となっています。

●委託できる事務の範囲は

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の具体的範囲は次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- ⑥一般拠出金等の申告及び納付に関する事務

（注）なお、印紙保険料に関する事務、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務、雇用保険の雇用安定事業、能力開発事業に係る事務は委託事務の範囲から除かれています。

東京労働局では労働保険事務組合と協力し、労働保険未手続事業所の加入を積極的にすすめています。労働保険加入手続きに関するご相談は、労働保険事務組合またはハローワークまで！